

監査結果公表第17-21号

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成17年11月1日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	三 宅 博
同	田 中 久 夫

記

1 措置の通知

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知

平成17年10月3日付け八教生第108号

財団法人 八尾市文化振興事業団（特別会計）

財団法人 八尾体育振興会

財団法人 八尾市文化財調査研究会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 0729 - 24 - 3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八教生第 108 号
平成17年10月 3日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	三 宅 博 様
同	田 中 久 夫 様

八尾市教育委員会
教育長 森 卓

監査の結果に対する措置の通知について

平成17年3月28日付け監査報告第16-12号の、財政援助団体等監査の結果に基づく措置について、別紙のとおり財団法人 八尾市文化振興事業団(特別会計)、財団法人 八尾体育振興会、並びに財団法人 八尾市文化財調査研究会より通知がありましたので地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

定期監査の結果に対する内容

財団法人 八尾市文化振興事業団（特別会計）

指 摘 事 項	講じた措置又は経過の報告
<p>1.経理事務について 日々現金で収納する受講料について、総勘定元帳の記載は金融機関への入金日としているが、実際の収納日に改められたい。</p>	<p>措置状況 3.検討中 ----- 一般会計（文化会館関係）とも調整のうえ、会計基準に応じた対応を行います。</p>
<p>2.講座受講料の還付について 生涯学習講座の受講料について、一部に還付している事例が見受けられるが、還付にかかる規程等が整備されておらず、また、還付した場合の還付請求書においても、還付理由等の記載がされていないので還付についての要件整備など事務処理の改善を図られたい。</p>	<p>措置状況 3.検討中 ----- 支払済みの使用料は返還できないと記載しておりますが、講座事業の開催により学びのきっかけを提供し、自主的な学習意欲の向上を目的としており、後の受講者の意欲の継続を鑑み、止むを得ない事情により受講できなくなった場合には、下記基準において返還を行っております。 ・一括払いの講座の初講前の辞退 ・分納の講座については、初講前日までの辞退 ・特別講座については、初講前日までの辞退 取扱い内規の規定は行っておりますが、規定等の整備につきましては今後の講座のあり方も見据えたうえで検討を重ねており、あわせて検討中です。 還付理由等の記載については、平成17年度より記載実施しております。</p>

財団法人 八尾体育振興会

指 摘 事 項	講じた措置又は経過の報告
<p>・ 伺書について 伺書で決裁日、施行日等が未記入のものや、決裁不足及び過剰のものが見受けられたので適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>措置状況 1.措置済(平成 17 年 4 月 1 日)</p> <p>・ 規定集の規程どおりの決裁方法により、決裁日及び施行日の記入を行いました。</p> <p>(改善の方針)</p> <p>・ 起案時に決裁区分の確認とファイリング時に決裁日及び施行日等を確認します。</p>
<p>・ 支出事務について 委託料の支出において業務完了確認書の添付されていないものや、支出伺書のファイルを誤って綴られているものが見受けられたので適切な処理をされたい。</p>	<p>措置状況 1 措置済(平成 17 年 4 月 1 日)</p> <p>・ 業務完了報告書が添付されていないものは添付しました。</p> <p>・ 間違っていた保管ファイルは、正しく綴り直しました。</p> <p>(改善の方針)</p> <p>・ 支出伺書をファイリングする際には再確認を行います。</p>
<p>・ 物品の管理について 過去に寄贈を受けた軽自動車について、什器備品台帳に記載されていないので適正な事務処理をされたい。</p>	<p>措置状況 1.措置済(平成 17 年 3 月 25 日)</p> <p>・ 平成 16 年度決算書に寄贈自動車の減価償却を計上し、什器備品台帳記載を行いました。</p>

財団法人 八尾市文化財調査研究会

指 摘 事 項	講じた措置又は経過の報告
<p>1.文書事務について</p> <p>(1)歴史民俗資料館の管理に係る委託契約等の契約者名や、業務委託料の支出における業務完了確認者名などで、市の公の施設と管理受託者である文化財調査研究会との位置づけが混同して記載されている事例が見受けられるので改められたい。</p>	<p>措置状況 : 1.措置済(平成17年4月1日)</p> <p>委託契約等の契約者名や、業務委託料の支出における業務完了確認者などを精査し、市の公の施設と管理受託者である文化財調査研究会との位置づけを混同して記載しているものについて修正しました。</p> <p>平成18年度から文化財調査研究会において一括の事務処理を行えるように調整します。</p>
<p>(2)回議書において、決裁日や業務委託契約の見積書に日付の記載がないもの、また、契約方法、随意契約の理由の記載がないものが見受けられたので適切な事務処理をされたい。</p>	<p>措置状況 : 1.措置済(平成17年4月1日)</p> <p>決裁日や業務委託契約の見積書に日付の記入がないものについては是正しました。</p> <p>今後の事務処理については、随意契約の理由及び地方自治法施行令第167条の2第1項第 号を準用したのかを明確にし、事務の処理を行いました。</p> <p>また、業者よりの見積書徴収は、17年度より新規業者を追加するなど、より透明性、競争性に留意し、改善を図ります。</p>
<p>2.規則等について</p> <p>(1)規則等を改正された場合は、附則等に改正年月日を記載し、改正の経過を明らかにされたい。また、施行日が明確でない規程等が見受けられるので明記されたい。</p>	<p>措置状況 : 1.措置済(平成17年6月25日)</p> <p>規則等の改正に基づき、附則等に改正年月日を記載し、改正を行いました。</p>
<p>(2)八尾市職員の例に準じて規定されている「職員の給与等に関する規則」において、市の取扱いが変更されている通勤手当について、実際の取扱いは変更されているものの、同規則は改定されていないので規則の整備を図られたい。</p>	<p>措置状況 : 1.措置済(平成17年6月25日)</p> <p>八尾市職員の例に準じて規程されている「職員の給与等に関する規則」に基づき、実際の取扱いは変更されているものの、同規則が改定されていないので規則の整備を図りました。</p>

指 摘 事 項	講じた措置又は経過の報告
<p>3. 調査報告書等販売図書の管理等について</p> <p>販売図書を資産計上されていないが、たな卸し資産として管理し、貸借対照表に計上されたい。</p>	<p>措置状況 : 3. 検討中</p> <p>今後は、資産計上を行うとともに、在庫管理方法として在庫システムを新たに作成し、各図書の管理ができるよう是正を図っていきます。</p>
<p>4. 支出証書綴について</p> <p>(1) 収支決算報告書について、小科目名の記載誤りや広告料等支出科目で会計規程に基づく処理となっていないものが見受けられるので適正な処理をされたい。</p>	<p>措置状況 : 1. 措置済（平成 17 年 4 月 20 日）</p> <p>支出決算報告書の小科目名の記載誤りについては、会計規程に基づく処理を行い是正しました。</p>
<p>(2) 電気代、電話代の支出において請求書の宛先が文化財課となっているものが見受けられたが八尾市と協議・調整し適切な事務処理に改善されたい。</p>	<p>措置状況 : 2. 措置予定</p> <p>電気代、電話代については文化財課の宛名を文化財調査研究会の名義に変更手続中であります。</p>
<p>(3) 報酬の支払いに伴う所得税の源泉徴収税額の控除がされていないものが見受けられたので適正な処理をされたい。</p>	<p>措置状況 : 1. 措置済（平成 17 年 5 月 18 日）</p> <p>平成 17 年度から、報酬については所得税の源泉徴収税額の控除を行うよう是正しました。</p>
<p>5. 備品等の管理について</p> <p>歴史民俗資料館の施設管理受託契約に基づき、市の委託料で購入した備品等は市の所有とし無償貸与を受けているが、15 年度に購入した軽自動車は財団法人八尾市文化財調査研究会の登録、名義となっており、その取扱いについて八尾市と協議等を行い適切な管理を図られたい。</p>	<p>措置状況 : 1. 措置済（平成 17 年 4 月 1 日）</p> <p>平成 17 年度の歴史民俗資料館契約書において、平成 17 年度より文化財調査研究会に帰属し、減価償却の処置を講じ、是正しました。</p>